

広島県告示第千六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 名称

大浜崎鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

尾道市因島大浜町地内の大浜崎公園の区域のうち広島県有地及び本州四国連絡高速道路株式会社所有地の区域一円

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで